

令和 5 年度

旭川中学校部活動基本方針



旭川市立旭川中学校
(令和 5 年 4 月改定)

令和5年度 旭川市立旭川中学校 部活動の基本方針

(令和5年4月改定)

1 策定の趣旨等

本校はスポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び文化庁の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、「旭川市立中学校部活動ガイドライン（改訂版）」に基づいて、「旭川市立旭川中学校の部活動に係る活動の基本方針」を策定することとしています。

部活動の設置・運営は学校の判断により行われるものですが、部活動を実施する場合には、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけではなく、多様な人々と触れ合い、様々な体験を充実させるなど、バランスのとれた生活や心身の成長に配慮していくこととしています。

また、国や道の「学校における働き方改革」に係る通知やプラン等を踏まえるとともに、本市で策定した「旭川市立小中学校働き方改革推進プラン」に基づき、学校教育の質を高められる環境を構築するために、教員の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮し、部活動の地域移行も踏まえながら持続可能なものとなるよう、合理的でかつ効率的・効果的に行うものとしていきます。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 設置する部活動

本校は、今年度、次の部活動を設置します。

【運動部】

- | | |
|----------|----------|
| ①野球部 | ②バレーボール部 |
| ③ソフトテニス部 | ④卓球部 |
| ⑤男子卓球部 | |

(5部)

【文化部】

- | | |
|-------|------|
| ①吹奏楽部 | ②美術部 |
|-------|------|

(2部)

(2) 部活動に係る相談・要望の窓口

校内に「部活動に係る相談・要望の窓口」を次のように設置します。

【連絡先】

〒078-8261 旭川市東旭川南1条6丁目

☎0166-36-1007 FAX0166-36-1749

E-mail postmaster@asahikawa.jhs.asahikawa-hkd.ed.jp

担当 教頭 中島 圭介

(3) 年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績の作成・提出

各部の顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）【別紙資料1参照】並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）【別紙資料2参照】を作成し、校長に提出します。

(4) 指導・運営に係る体制の構築

生徒や教職員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実（部活動顧問の専門性等）、生徒の安全の確保、教職員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置します。

また、生徒指導の視点に立った部活動運営に努めるとともに、「部活動副顧問チーム」制を導入し、学校全体で生徒と関われる体制づくりを進めるとともに、部活道の地域移行を踏まえた部活動指導員や外部指導者の活用を積極的に推進します。

3 合理的かつ効率的・効果的な活動推進のための取組

(1) 運動部・文化部活動の適切な指導の実施

部活動の実施に当たっては、生徒の体調変化、気象条件や気温、湿度などの環境変化に十分に注意するとともに、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底します。また、これらの取組に当たっては、学校保健安全法等も踏まえるよう留意します。

(2) 学校は、関係団体等が作成した指導者手引を活用して、合理的でかつ効率的・効果的な指導を行うよう努めます。

4 部活動の目的

(1) 共通の興味や目的をもつもの同士が集まることにより、学年、学級の枠を超えて互いに協力し、望ましい人間関係を作ろうとする態度を養う。

(2) 技術の向上を目的とした活動を通して、中学生にふさわしい人格形成を目指す。

(3) 生徒による運営を通して自主的に行動する態度と判断力の育成を目指す。

5 部活動の部の成立・廃止

(1) 生徒の希望加入とします。

(2) 部の成立、廃止は職員会議より発案し、部活動育成会の承認を得ることとする。生徒数減少に伴い、チームを構成できない部員数になったときは協議します。

【部の要件】

指導担当者が配置されていること
部員は保護者の同意を得ていること
指導体制及び計画的な組織運営が確立していること

6 活動時間の設定

- (1) 顧問がつかない活動は原則として認めないこととします。
- (2) 各部には部長、副部長を置き、顧問や部員との連絡を密にします。
- (3) 活動時間について
 - ・遠距離から通学している生徒の配慮をします。
 - ・終了時刻は後片づけ、着替えなど含めて時間通り終わるようにします。

【1日の活動時間】

- ・平日は、長くとも2時間程度とします。

【例】6時間授業の場合

- ・16:00～18:00を活動時間とし、後片付けを含めて18:30には下校します。
(冬期11月～3月は安全面を考慮して18:00には下校とする。)
- ・学校の休業日は3時間程度とします。

7 適切な休業日等の設定

(1) 休養日及び活動時間等の基準

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にあたる生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とします。

(2) 学期中

- ・学期中の休養日については、週当たり2日以上 of 休養日を設けます。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という)は、少なくとも1日以上を休養日とし、週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)また、学校閉庁日は、その期間を休養日とします。
- ・なお、休養日には学校で行う朝練習や自主練習も中止とします。
- ・週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の週末又は祝日に振り替えます。なお、吹奏楽部については、学校祭、地域行事等への参加も大会と同様の扱いとします。

(3) 長期休業中及び連休

- ・学期中に準じた扱いとします。
- ・生徒が十分な休業を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休業期間(オフシーズン)を設けます。

・土日を挟まない祝祭日の扱いは、その週の土日・祝祭日のいずれか1日以上を含む週2日以上 of 休業日を設けます。

(4) 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行います。

大会等の当日において、活動時間が3時間以上になる場合には、十分な休養をとることができるよう、その後の休養日や活動時間を設定します。

なお、気象庁等の熱中症警戒アラートが発せられた時間帯は、原則として活動は中止とします。

(5) 活動中止日の設定

・部活動は次の場合、原則的に休みとなります。大会などの理由で休みの日に練習する場合は先生方に了解を得て活動します。

①学力テストの前日、および定期テストの3日前から前日までは活動を休みとします。

②体育行事の当日は原則として活動を休みとします。

③修学旅行と宿泊研修など泊を伴う行事の前日と回復休業日は原則として活動を休みとします。

④職員会議の日、校内研修の日、各会議の日は中止とします。

8 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 部活動の設置、統廃合、合同チーム等の編成

・本校は、生徒と部活動顧問の負担が過度にならないよう適正な数の部活動数を考慮した上で、既存の部活動の統廃合などと合わせて、競技力や技能の向上、大会等での成績以外にも、適度な頻度で行ったり、スポーツ・芸術文化等の活動に興味と関心をもつ同好の生徒が、学級内とは異なる人間関係を形成したりする等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動の設置について検討します。

・部活動においては、生徒の安全に配慮しかつ活動の質を高めることが大切であり、そのためには、各部活動における適切な所属生徒数と複数の部活動顧問の配置が必要です。

・部活動の設置、統廃合、合同チーム等の編成に当たっては、生徒と部活動顧問の負担が過度とならないよう、各学校における適正な部活動数を適宜検討し、当該部活動に所属する生徒及びその保護者の理解を得ながら計画的に部活動数の適正化に努めます。

・本校は、障害の有無や得意不得意に関わらず生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことや、個別の課題や挑戦を大切にすること、過度な負担とならないよう活動時間を短くすることなどの工夫や配慮をします。

(2) 部活動の地域連携

- ・学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備に努めます。
- ・本校は、小中一体型校舎の特性を活用しながら、地域の実情に応じ、学校種を越え、小学校、高等学校、大学及び特別支援学校等との合同練習を実施するなどにより連携を深め、児童生徒同士の切磋琢磨や多様な交流の機会を設けます。

9 部活動の指導の充実と指導上の配慮事項

- (1) 生徒の記録や技能の向上、生涯を通じてスポーツや芸術文化等の活動に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ります。
- (2) 生徒がバーンアウトすることなく、記録や技能の向上等それぞれの目標を達成できるよう工夫し、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行います。
- (3) 生徒指導提要も踏まえ、不適切と捉えられる指導はもとより、体罰及び不適切な行為等を厳に戒め、自校のコンプライアンス規定を遵守します。
- (4) 気象庁からの警報（高温注意、暴風雪、大雨、大雪、落雪等）のほか、学校安全に関わる情報があるときには、原則として活動を中止とします。
- (5) 女子の指導に当たっては、女性特有の健康問題（女性アスリートの三主徴〔利用可のエネルギー不足、無月経及び骨粗しょう症〕、貧血等）の予防対策に関する正しい知識を得た上で指導します。
- (6) 障害のある生徒の部活動への参加において、一人ひとりの発達の状況等に応じた配慮を行うとともに、生徒同士の交流の場を工夫するなど、部活動等を通じて、障害のある生徒の自己有用感や自己肯定感を高める指導に努めます。

10 その他の事項

- (1) 本校は、「旭川市立中学校部活動ガイドライン」が見直された際は、速やかに学校方針の内容について、必要な見直しを行います。